

仕事と生活の調和に係る取組と課題について

団体名：全国中小企業団体中央会

1. 現行の取組

1. 「一般事業主行動計画策定等支援事業」(厚生労働省委託事業)の実施

(1) 中小企業のための一般事業主行動計画策定・認定取得マニュアル等の作成

中小企業の一般事業主行動計画の策定及び認定取得を支援するため、平成16年度から厚生労働省から委託を受け中小企業のための一般事業主行動計画策定等支援事業を実施。

平成21年度は、次世代育成支援対策推進法の改正により、平成23年4月から一般事業主行動計画の策定・届出が義務となる常時雇用する従業員数101人以上300人以下企業の中小企業向けに、「中小企業のための一般事業主行動計画策定・認定取得マニュアル」を作成し、同趣旨を広く周知・啓発を行った。

また、次世代育成支援対策推進センター等の機能強化を目的として、企業コンサルティング業務に従事している者を対象とした指導用テキストを作成した。

(2) コンサルティング業務従事者研修会の開催

次世代育成支援対策推進センターや事業主団体等のコンサルティング業務従事者が効果的に企業の行動計画策定支援を実施できるよう、企業に対するコンサルティング手法等に関する研修会を開催した。

日 時：平成22年1月21日(木)

場 所：厚生労働省低層棟2階講堂

講 師：「企業の行動計画策定に向けて」

全国中小企業団体中央会 労働政策部長 小林 信

「行動計画の策定・実施を通じたワーク・ライフバランスの推進」

株式会社ワーク・ライフバランス 横山 真衣氏

「中小企業が求める次世代支援(事例報告)」

株式会社第一印刷所 総務部次長 竹野 茂氏

参加者：121名

2. 政策提言の実施

平成21年11月19日(木)千葉県幕張メッセ・イベントホールにおいて第61回中小企業団体全国大会を開催し、全国から約3,300人の中小企業団体の代表が集まり大会決議を採択した。その決議の中でワーク・ライフ・バランスの推進について掲げ、後日、政府・関係省庁等に対し要望を行った。

3. 「次世代育成支援対策推進センター」を設置

全国中央会及び40の都道府県中央会が厚生労働大臣の指定を受け、事業主の行動計画の策定・実施を支援する「次世代育成支援対策推進センター」を設置し活動。(全国のセンターの4割を中央会が占める。)

4. ワーク・ライフ・バランスに関する周知

政府等からのワーク・ライフ・バランスに関するパンフレット等を会員等へ配布し、制度の周知を図った。

2. 取組を進める中で障壁や隘路と感じていること

<一般事業主行動計画策定する際の隘路>

・中小企業においては、昨今の厳しい経済環境下で一層厳しい経営状態が続いており、また大企業と比べて代替人員の確保が困難である等、経営上の制約や課題が多いことから、一般事業主行動計画策定までたどり着いていない企業がまだまだ多いのが実情。

・平成21年12月末では、従業員300人以上企業の一般事業主行動計画の届出状況が98.3%に対し、平成23年4月から一般事業主行動計画の策定・届出が義務となる従業員101人以上300人以下企業の届出状況が8.5%と低い状況。

・中小企業における行動計画の策定を促進するためには、施策の周知が必要。

・中小企業事業主の意識改革を図るとともに専門家等によるアドバイスなどが必要。

3. 取組をさらに進めるという観点から政府・地方公共団体に期待すること(要望等)

1. 一般事業主行動計画の策定・届出の周知

前述のように、平成23年4月から一般事業主行動計画の策定・届出が義務となる従業員101人以上300人以下企業の届出状況が8.5%と低い状況にあるため、政府・地方公共団体には、未提出企業に対する更なる施策の周知が必要。

2. 次世代育成支援対策推進センターの支援機能強化

中小企業への周知や中小企業が次世代育成支援対策を効果的に推進するため、次世代育成支援対策推進センターの機能を強化すべきであり、「中小企業一般事業主行動計画策定推進2か年集中プラン」等、国の施策の充実強化を図ることが必要。

3．改正育児・介護休業法の円滑な施行

改正育児・介護休業法の施行に当たっては、改正内容の中小企業への周知を図るとともに、中小企業の実情に十分な配慮した施策の充実を図ることが必要。

4．中小企業にワーク・ライフ・バランスを推進するにはメリットも必要

ワーク・ライフ・バランスを積極的に取り組む中小企業に対し、税制面での優遇措置や低利融資制度の創設、各種助成金制度の整備・拡充、内閣府や各自治体が入札している公共事業入札への評価など総合的な支援対策を講じる必要。

4．その他